

プール設置者のみなさまへ

大分市ではプールの施設及び維持管理に関して「大分市プール維持管理等指導要綱」を定めています。この要綱において「プール」とは貯水槽を設けて公衆を遊泳させる施設のことで(学校や専修学校に設置されるものや競技用のみに使用されるものを除く)。

1. 各種届出について

以下の場合には大分市保健所へ届出が必要となります。

届出	内容	提出時期
大分市プール設置届	プールを新たに設置しようとするとき	あらかじめ
大分市プール構造等変更届	プールの構造もしくは規模を変更しようとするとき	あらかじめ
大分市プール使用開始届	プールの使用を開始したとき	速やかに
大分市プール使用変更届	プール設置届出の記載事項(構造及び規模以外)を変更したとき	速やかに
大分市プール使用廃止(休止)届	プールの使用を廃止または休止したとき	速やかに

2. プールの水質管理について

項目	基準値	検査頻度	検査方法
温度	22度以上	—	—
遊離残留塩素 ^{※1}	0.4mg/L 以上 (1.0mg/L 以下が望ましい)	午前1回以上及 び午後2回以上	◆DPD 法(ジエチル-p-フェニレンジアミン法) ◆これと同等以上の精度を有する検査方法
水素イオン濃度	5.8-8.6	1回/月	◆水質基準に関する省令(平成15年厚生労働省令第101号)に定める検査方法 ^{☆1} ◆上水試験方法(日本水道協会編) ^{☆2} ◆これらと同等以上の精度を有する検査方法 ^{☆3}
濁度	2度以下	1回/月	
過マンガン酸カリウム消費量	12mg/L	1回/月	
一般細菌	200CFU/mL	1回/月	
大腸菌	検出されないこと	1回/月	☆1の方法
総トリハロメタン	0.2mg/L	1回/年	☆1、☆2、☆3のいずれかの方法
レジオネラ属菌	10CFU/mL	1回/年	◆冷却遠心濃縮法 又は ◆ろ過濃縮法

※1 二酸化塩素消毒をする場合は二酸化塩素濃度0.1mg/L～0.4mg/L、亜塩素酸濃度1.2mg/L以下であること

3. プール設備及び付帯設備の維持管理について

(大分市プール維持管理指導要綱 別表 第三 4 より抜粋)

1	プール水の浄化を、一度にプール水の全量を排水し、その後水を張ることにより行う入替え式のプールにおいては、少なくとも5日に1回、プール水の全量を入れ替えること。なお、利用の状況等によっては、これより短い期間ごとに入れ替えるよう努めること。また、全換水時には、汚染物を換水後のプールに移行させないよう必ず清掃するとともに、日頃から藻の発生防止に努めること。
2	1年のうち一定の期間に使用するプールにおいては使用開始前及び使用終了後、十分な清掃並びに設備の点検及び整備を行うこと。また年間を通じて使用するプールにあっては、随時清掃及び設備の点検整備を行うとともに、必要に応じ水抜き清掃を行うこと。
3	プールサイド、更衣室(ロッカーを含む。)、便所その他利用者が使用する設備は、毎日1回以上清掃するとともに随時点検を行うこと。
4	他の薬剤と混和しないよう、プールに使用する消毒剤を適切に管理すること。また、使用する薬剤が消防法(昭和23年法律第186号)及び労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)に規定する危険物に該当する場合は、これらの法律を遵守すること。 なお、プール水の消毒に液体塩素を用いる場合は、塩素ガスの漏出等による危害を防止するため、高圧ガス保安法(昭和26年法律第204号)、労働安全衛生法等の関係法規を遵守し、適切に管理すること。

5	浄化設備は、原則として1日中運転し、ろ材の洗浄又は交換を随時行うこと。浄化設備が運転時間内で浄化の目的が達成できる能力を有しており、夜間やむを得ず運転を停止する場合等にあつては、水質検査等を適宜行うことにより、水質の状況変化を詳細に把握すること。循環ろ過装置の出口の濁度の検査を行うことにより、浄化設備が正常に稼働していることを確認すること。 消毒設備は、少なくともプールの使用時間中は運転すること。
6	プール水の循環系統は、随時清掃し、常に清浄を保つこと。また、新規補給水量を常に把握し、新規補給水と循環水の割合に注意し、オーバーフロー水を再利用する場合には、十分な浄化及び消毒を行うこと。
7	シャワー水に用いる洗浄水については、利用者の快適かつ効果的な洗浄に供するため、温水を使用する等洗浄水の温度を適温とする措置を講ずること。
8	プール水、シャワー水等の排水に当たっては、環境保全にも十分配慮すること。
9	屋内プールについては、屋内の空気中の二酸化炭素の含有率が0.15%を超えないこと。また、2月以内ごとに1回、定期的に測定を行うこと。 空気中の二酸化炭素の含有率の測定方法は、施設内の適切な場所を選び、床上75センチメートル以上150センチメートル以下の位置において検知管方式による二酸化炭素検定器又はこれと同等以上の性能を有する測定器を用いて行うこと。なお、施設の構造及び規模に応じて測定点を増やすこと。また、基準に適合しているか否かの判定は、測定日における使用開始時から中間時まで及び中間時から使用終了時までの適切な2時点において測定し、その平均値をもって行うこと。
10	消毒剤及び遊離残留塩素濃度の測定に用いる試薬及び測定機器等は、経時変化や温度による影響などを考慮して適切に管理し、その機能の維持等についても十分注意すること。
11	プールの使用時間終了後は、直ちにプール設備及び付帯設備を点検し、衣類の残留その他異常の有無を確認するとともに、人や動物がみだりに立ち入らないよう措置を講ずること。
12	気泡浴槽、採暖槽等の設備その他のエアロゾルを発生させやすい設備又は水温が比較的高めの設備がある場合は、循環式浴槽におけるレジオネラ症防止対策マニュアル(平成13年9月11日付け健衛発第95号厚生労働省健康局生活衛生課長)等を参考にして、適切に管理すること。レジオネラ属菌の検査方法は、冷却遠心濃縮法又はろ過濃縮法のいずれかによること。

4. 利用者の管理について

(大分市プール維持管理等指導要綱 別表 第三 5 より)

1	遊泳を通じて人から人に感染させるおそれのある感染症にかかっている者、泥酔者及び他の利用者に迷惑を及ぼすおそれが明らかである者には、遊泳をさせないこと。また、単独でプールの利用が困難な者には付添者を求めること。
2	水質の維持管理等の参考とするため、利用者数を常に把握すること。
3	遊泳前にシャワー等による身体の洗浄を十分に行わせること。また、排便等によりプールサイドを離れた場合も同様とすること。
4	唾液やたんを遊泳中に処理するためのオーバーフロー溝を設けている場合を除き、オーバーフロー水に唾液やたんを吐かせないこと。
5	他の利用者に危害を及ぼし、又はプールを汚染するおそれのあるものをプールに持ち込ませないこと。なお、飲食物等をプールサイドへ持ち込む場合には、プールを汚染しないようにさせること。
6	遊泳者等の衣類及び携帯物が安全かつ衛生的に保管できるよう留意すること。

5. プール管理日誌について

プール管理日誌を作成し以下の内容を記録し、3年以上保管しましょう。

☒ 使用時間	☒ 気温又は室温	☒ 水温	☒ 新規補給水量
☒ 水質検査結果	☒ 設備の点検※2及び整備の状況	☒ 利用者数	☒ 事故の状況

※2 安全管理のための排(環)水口等の点検 (平成19年3月文部科学省、国土交通省「プールの安全標準指針」を参考にしてください)

お問い合わせ先

大分市保健所 衛生課 生活衛生担当班

TEL:097-536-2854 FAX:097-532-3490